

床頭台等設置運営事業に係る仕様書

1 病院の概要

- (1) 施設名 あいち小児保健医療総合センター
 (2) 所在地 大府市森岡町七丁目426番地
 (3) 病院の規模 病床数 200床、診療科数 31科
 (4) 入院患者数 入院患者 約125人/日

2 設置運営物件及び配置計画

内 容	貸付場所	貸付箇所
①床頭台	本館の産科病室のうち、あいち小児保健医療総合センターの指定する場所	10箇所
②液晶テレビ		
③冷蔵庫		
④セーフティボックス		
⑤カードタイマー		
⑥カード販売機	本館の共用部のうち、あいち小児保健医療総合センターの指定する場所	1箇所
⑦カード精算機	本館の共用部のうち、あいち小児保健医療総合センターの指定する場所	1箇所

3 事業実施期間

平成28年11月1日から平成33年3月31日まで

4 設置機器の仕様条件

(1) カード式テレビシステム

①テレビ

- ・15インチ以上の液晶ワイド画面(16:9)で操作は手動、ワイヤレスリモコンが可能であること。
- ・テレビの固定器具は、経年劣化による落下などがないように配慮されていること。
- ・リモコンの操作が簡便であること。
- ・寝ながら見るときの画面の角度・位置調整に工夫がされていること。
- ・地上波デジタル放送及びBS6波以上が視聴可能であること。
- ・イヤホン端子を装備していること。
- ・B-CASカードの盗難対策カバーが設けてあること。
- ・利用料金は1,000円(税込)あたり1,200分以上とすること。

②カードタイマー

- ・カードの利用料金は、1度数単位で引き落とすようにすること。
- ・カードの残高表示は、残時間、残料金が明らかになるようにすること。
- ・表示パネルの冷蔵庫部分がわかり易く配色を変えてあること。

③床頭台

- ・本体外形寸法は、幅500mm、奥行き600～700mm、高さ1750mm程度とすること。
- ・十分なスペース（蛇腹式扉の上部収納スペース・スライドテーブル）を確保していること。
- ・本体は木製、引き出し内部は薬品の清掃に耐えられるよう樹脂成型であること。
- ・引き出しには仕切りがあること。
- ・走行性に優れたキャスターを備えること。
- ・キャスターロックができ、地震の揺れに強い免震構造であること。
- ・コンセントコードが長く全体の位置変えがスムーズにできること。
- ・機能・機構的に統合されたテレビ後方に収納スペースや収納式乗板（横芯出し）が床頭台側面両側に装備されていること。
- ・衛生面に配慮した設計であり清掃メンテナンスが容易なものであること。
- ・衣類等を掛けることのできるハンガーパイプ付き背面ロッカーや埋込式タオル掛けが床頭台側面両側に装備がされていること。
- ・テレビモニター下部には、白色コンセント二口があること。
- ・床頭台色調は、当センターと協議し決定すること。

(2) セーフティボックス

- ・床頭台に組み込まれ、長財布も収納可能な金庫が装備されていること。
- ・鍵の紛失・破損が起きにくいものがあること。
- ・カード方式又は電子ロック方式のいずれかとする。
- ・鍵は複製できないものとし、鍵の紛失時にはマスターキーで解錠、交換できるものとする。
- ・こじ開け盗難事故に対して、上限5万円までの被害実費額を補償すること。
- ・マスターキーは病棟ナースステーションに置くこと。

(3) 冷蔵庫

- ・容量20リットル以上の静音型電子式冷蔵庫であること。
- ・内外装は抗菌仕様で、においがつきにくく清掃がしやすいものであること。
- ・引き出し式のものとし、床頭台に組み込むものとする。
- ・利用料金は、1日（24時間）で100円とする。

(4) 共通物件

①カード販売機・精算機

- ・カードの販売価額は、1枚1000円とし、原則磁気カードとする。尚テレビシステム、冷蔵庫で共通に使用できること。
- ・精算は残度数に従い、精算単位は100円以下とする。また精算手数料は徴収しないこと。
- ・テレビカードの裏面には退院後の患者や家族からの問い合わせに対応できるよう運営会社名・住所・電話番号が記載されていること。
- ・転倒対策・防犯対策などの必要な対策を講じられていること。

- ・当センターへの売上報告のため販売明細書、及び精算明細書は2枚レシート発行され、病院と照会できるような機能を有していること。

(5) その他

- ・入院患者への利便性や看護師への業務軽減に繋がる提案があれば記載すること。

1. 設置条件等

- (1) 契約方法は、別に行政財産の貸付契約を締結する。
- (2) 設置物件は、契約締結後すみやかに使用できることとする。

2. 貸付期間

平成28年11月1日から平成33年3月31日まで

3. 日常点検等

時間外等において故障等の連絡を受けた場合には、原則として1時間以内に対応すること。

5 経費負担に関する条件

設置運営にあたっての必要経費は、下記を含め、すべて設置運営業者の負担とする。

(1) 行政財産の貸付料

貸付料は、入札により決定した金額とします。

(2) 設置管理経費

(3) 設置機器に係る光熱水料及び清掃、保守等に要する費用

(4) 故意又は重大な過失なく発生した床頭台システム等の破損に対する修繕等の復旧費用

(5) 設置運営事業撤退の際の現状復帰にかかる費用

(6) 運営にあたり、利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償経費

(7) その他必要な経費

7 運営、その他に関する条件

(1) 利用料金は患者負担を考慮し、なるべく低廉な料金とすること。

(2) 患者等の利用及び病院の業務に支障がないように設置運営にあたること。

(3) 設置する機器類は全て新品とすること。

(4) 設備導入後の保守管理、修理等メンテナンスサービスについては、設置業者が責任を持って体制を確立し、速やかに実施すること。

ア) 保守管理、修理メンテナンスサービスの体制について、当センターから改善を求められた場合は、当センターの指示に従い速やかに改善すること。

イ) 患者等からの苦情、故障等トラブルや清掃には迅速に対応すること。

ウ) 毎月1回メンテナンスサービスの結果を当センターに文書で報告すること。

(5) 当センターの過失による場合を除き、設備の破損、紛失、盗難については、設置業者が責任を負うこと。

(6) 設置業者は、常に利用者の意見を聴取しサービスの向上に努めること。

(7) 設置業者が次の各号に該当するときは、当センターは無条件に契約を解除することができる。なお、これにより生じた設置業者の損害について当センターは責任を負わない。

ア) 本募集要項に定める義務を履行しないとき。

イ) 本設置施設の運営を適正に履行できないと認めたとき。

(8) 下請け等の禁止

ア) 第三者への業務の下請け、委託は禁止する。

イ) やむを得ず業務の一部を下請けに出す場合は、当センターの承認を得てから行うこと。

- (9) 故障対応や緊急時、また、当センターからの要請があった場合、原則1時間以内に到着、対応ができる体制をとること。
- (10) 運営設置業者は、設置機器を衛生的に管理するものとし、管理方法について当センターと協議し、当センターの指示にしたがうこと。
また、定期的に衛生検査を行うとともに、感染症患者が出た場合は、速やかに当センターが指定する消毒を行うこと。
- (11) 備品及びシステムに関する当センターの要望については、誠意をもって対応すること。
- (12) 当センターより経営及び運営に関する資料提出の要求があった場合は、速やかに提出すること。
- (13) 本仕様書に疑義があるときは、双方協議し、決定するものとする。